

都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言

参考資料【事例編】

目次

	施策の方向	事例名	ページ	関連する施策の方向						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とする	①グリーンインフラとしての 保全・利活用	グリーンインフラ(みどりの保全・豪雨対策)【東京都世田谷区】	4	●						
		中間支援組織がつなぐ狭山丘陵広域連携事業【東京都・埼玉県】	5	●					○	
		ときわ公園における再生可能エネルギー利用【山口県宇部市】	6	●						
		都立海上公園における木質バイオマス利用【東京都】	7	●						
	②居心地が 良く誰もが 快適に過 ごせる空間 づくり	目的別に選択可能な公園にリニューアルする パークイノベーション【東京都足立区】	8		●	●				
		身近な公園の再整備【札幌市】	9		●					
		地域のアイデアをパートナーシップで形にする 小規模公園活用プロジェクト【東京都豊島区】	10		●			○		●
		障がいのある子もない子と一緒に遊べる広場づくり【東京都】	11		●					
		保育園等の団体利用もできる自然の中の遊び場【東京都練馬区】	12		●			○		
		健康・医療をコンセプトとした公園の整備・活用【大阪府吹田市】	13		●					

●:主に関連する施策の方向

○:そのほか関連性のある施策の方向

	施策の方向	事例名 ※都市公園以外の例	ページ	関連する施策の方向						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
しなやかに使いこなす仕組みをこつとる	③利用ルールの弾力化	ボール遊びのできる公園の検討【千葉県船橋市】	14			●				
		マネジメント会議を通じた保全と利用の調整【川崎市／生田緑地】	15			●		○		
		利用者が中心となった利用ルールの作成【神戸市／みなとのもり公園】	16			●		○		
		目的別に選択可能な公園にリニューアルするパークイノベーション【東京都足立区】	8		●	●				
		「コミュニティパーク事業」～地域主体の自由度の高い公園活用～【福岡市】	17			●		○	●	
		実証実験と対話を基にした広場整備と利用ルールづくり【豊田市／新とよパーク】※	18			●		○		
		金谷公園Digital1.0(デジタル技術を活用した公園協議会)【青森県むつ市／金谷公園】	19			●		○		●
管理運営の担い手を広げつつなぐ育てる	④実験的な利活用の推進	公募型行為許可【横浜市】	20				●		○	
		「みどり」と「イノベーション」の融合したまちづくりに向けたトライアル【大阪市／うめきた2期地区】※	21				●			○
		平城宮跡歴史公園スマートチャレンジ【国営飛鳥・平城宮跡歴史公園(平城宮跡区域)】	22				●	○	○	●
	⑤担い手の拡大と共創	ゲストからキャストへ「みんなのこうえんプロジェクト」【東京都江戸川区】	23					●		
		公園愛護会等コーディネーター【横浜市】	24					●		
		都市再生推進法人によるパークマネジメント【仙台市／荒井東1号公園】	25					●		
		都市公園リノベーション協定による公園改修【川崎市／こすぎコアパーク】	26					●		
		管理協定に基づく隣接敷地と一体の管理運営【港区】	27					●		

	施策の方向	事例名 ※都市公園以外の例	ページ	関連する施策の方向						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
管理運営の担い手を広げつつなぐ育てる	⑤担い手の拡大と共創	指定管理者による市民協働の中間支援【西東京市】	28					●		
		利活用の促進に向けた公園再整備【東京都新宿区／新宿中央公園】	29					●	○	
		里山公園における協働型パークマネジメント【東京都】	30					●	○	
	⑥自主性・自律性の向上	「コミュニティパーク事業」～地域主体の自由度の高い公園活用～【福岡市】	17			●		○	●	
		Park-PFI事業と公園全体の指定管理者の同時募集【愛知県豊田市／鞍ヶ池公園】	31					○	●	
		公園施設の収益還元【東京都豊島区／南池袋公園】	32					○	●	
		多様な主体が連携した質の高い公園づくり【滋賀県草津市／草津川跡地公園】	33					○	●	
		民間による隣接施設と一体的な整備・管理運営【静岡県沼津市／愛鷹運動公園「INN THE PARK」】	34					○	●	
		官民連携による調整池のデザインとマネジメントの高質化【千葉県柏市】※	35					○	●	
		指定管理者への行為許可権限の付与【山形県、大阪府吹田市】	36			○		○	●	
		広告掲出の柔軟化【札幌市、名古屋市】	37			○			●	
	⑦デジタル技術の利活用	地域のアイデアをパートナーシップで形にする小規模公園活用プロジェクト【東京都豊島区】	10					●		●
		金谷公園Digital1.0(デジタル技術を活用した公園協議会)【青森県むつ市／金谷公園】	19			●		○		●
		平城宮跡歴史公園スマートチャレンジ【国営飛鳥・平城宮跡歴史公園(平城宮跡区域)】	22				●	○	○	●
		DX活用で公園の品質向上ーパークモニタリングシステムー【東京都】	38							●

グリーンインフラ(みどりの保全・豪雨対策)

東京都
世田谷区

- 「世田谷区みどりの基本計画」では、「水循環の維持・増進」として、グリーンインフラの視点を取り入れた「水循環の回復」や、水害の防止や緩和となる「雨水貯留浸透」等の取組みを位置付けている。
- グリーンインフラの視点を取り入れた施設整備の一環として、都市公園等に雨水貯留浸透機能を持つ窪地状の植栽地(レインガーデン)や緑溝等を整備している。また、整備した施設を「せたがやグリーンインフラライブラリー」としてまとめ、区ホームページにおいて一般公開している。

取組内容

- 世田谷区では、昭和50年代から雨水貯留浸透施設の設置など、官民連携により流域対策を推進。
- 近年では、グリーンインフラを「自然環境の有する多様な機能を賢く活用し、持続的に魅力あるまちづくりを進める取り組み」と捉え、「世田谷区みどりの基本計画」や「世田谷区豪雨対策行動計画」等に盛り込み、みどりの保全や豪雨対策を推進。



【二子玉川公園】



浸水想定区域に位置することから、プラスチック製地下貯留施設に加え、園路脇に緑溝や貯留機能のある植栽帯などを整備。



- 凡例
- 骨格的なみどりの軸 (国分寺崖線・多摩川)
 - みどりの軸 (緑道等)
 - みどりの幹線 (河川・開渠)
 - みどりの幹線軸 (幹線道路の街路樹)
 - みどりの拠点 (大規模公園やまとりのあるみどり等)
 - 街なかのみどり (宅地のみどりや小規模な公園)
 - 農地保全重点地区

国土交通省

① グリーンインフラ
② 居心地の良い空間
③ 利用ルール
④ 実験的な利活用
⑤ 担い手
⑥ 自主性・自律性
⑦ デジタル化

4

中間支援組織がつなぐ狭山丘陵広域連携事業

東京都
埼玉県

- 狭山丘陵は、都県境の6市町にまたがる約3,500haの丘陵地。首都圏を代表する重要な自然環境であるが、広域的な視点で保全活用を推進する官民連携の体制が乏しく、グリーンインフラの機能が十分に発揮されていなかった。
- 2006年度より、中間支援組織が都立公園の指定管理者となり、産官学民による広域連携を促進。多種多様な事業を通して、自然環境の保全回復、魅力の普及啓発、ブランディングによる地域振興を推進。
- 130を超える地域団体の連携により、グリーンインフラの機能が発揮され、地域課題の解決につながっている。

背景・経緯

2006年度	指定管理者制度導入。中間支援組織が参画し、産官学民の連携事業を開始
2013年度	「狭山3公園管理運営協議会」発足
2014年度	「狭山丘陵広域連絡会」発足
2017年度	「狭山丘陵観光連携協議会」参画
2019年度	「SATOYAMA プロモーション事業」開始 連携団体数が136団体に増加

関係主体、実施体制

公園緑地を拠点として中間支援を行うNPO法人の協働コーディネーターが中心となって調整し、丘陵に関わる産官学民の連携体制を構築。地域課題を解決する会議の運営と多彩な事業により、年々、連携の取組みを拡充。



取組内容と成果

1. 狭山丘陵が有するグリーンインフラの機能を最大限に発揮

水源地でもある狭山丘陵の自然環境を保全し、多種多様な取組みによって地域活性化につなげ、丘陵地の存在価値を大きく向上させることができた。

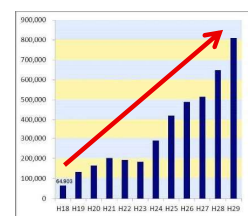
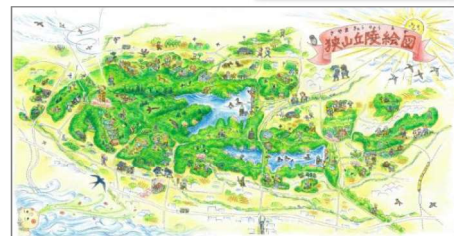
2. 広域ネットワークによる課題解決の場の創出

行政界や市民・行政・企業の立場の枠を超え、多様な人々が一体となり、課題解決に邁進することができた。

- 3年間で外来種のキタリス生息数を8割削減、早期防除に成功
- 都県境を越えた6自治体の観光連携体制への発展に貢献 など

3. 連携の相乗効果によるブランディング

数十団体が共催・協力するイベントを次々に打ち出し、ローカルメディアとの連携によるプロモーションにより、狭山丘陵の知名度が各段に向上した。



国土交通省

① グリーンインフラ
② 居心地の良い空間
③ 利用ルール
④ 実験的な利活用
⑤ 担い手
⑥ 自主性・自律性
⑦ デジタル化

5

ときわ公園における再生可能エネルギー利用

山口県
宇部市

- 古くは炭鉱で知られた宇部市のときわ公園は、2012年に経済産業省から次世代エネルギーパークの認定を受け、石炭から再生可能エネルギーへ「目で見て触れて、学び、遊べるエコパーク化」を推進。
- 太陽光発電、風力発電、木質ペレットボイラーなどを整備し、発電した電力はすべて園内の施設で消費している。
- 近年では、新たに産業創出にチャレンジする実証フィールドの場としての活用も進めている。

背景・経緯

- 「環境・芸術・スポーツ・福祉」の融合した先進的なモデル公園を目指し、更に新たな防災拠点づくり、再生可能エネルギーの利活用、学習・体験の場づくりを取り組みエコパーク化を推進。
- 2011年に廃食油を精製した燃料で走行するBDF清掃車を導入し、ときわ動物園をはじめ、ときわ湖水ホール、ときわミュージアムなどの既存施設に太陽光発電等を整備。
- 2021年から新たな産業の創出にチャレンジする「ときわ公園実証フィールド活用事業」に取り組み、将来、本市での新たなビジネスの創出を目指している。

関係主体、実施体制

- 宇部市が建設、運営・維持を実施。

取組内容

- 公園内の主要施設に太陽光発電を設置しているほか、施設の用途・特徴に応じて風力発電、木質ペレットボイラー、小水力発電等を整備。
- 来園者の普及啓発のため、主要施設に発電状況を確認できるモニターを設置。
- 園内で使用する車両に、電気自動車、バイオディーゼル燃料車を導入。

施設	再エネ施設等
ときわ湖水ホール	太陽光発電(10.3kW) 風力発電(5.0kW) EV急速充電器 リチウムイオン蓄電池
ときわ動物園	太陽光発電(3.5kW) 太陽光発電(6.2kW) 太陽光発電(10.7kW) 小水力発電(2.4W)
ときわミュージアム	太陽光発電(10.0kW) 木質ペレットボイラー(150kW)
車両	BDF清掃車 電気自動車

■太陽光発電



■木質ペレットボイラー



■電気自動車



■EV急速充電器



出典：ときわ公園ホームページ

【今後の展望】

- ・常時利用によるCO₂の削減を図るとともに、非常時の電力確保による防災性の向上を図る。
- ・「産業の創出の場」として、実証フィールドの提供等、伴走型で支援することで、次代を担う新たな産業の創出を促進する。

都立海上公園における木質バイオマス利用

東京都

- 東京都の都立大井町中央海浜公園では、指定管理者の提案により、2011年に周辺16カ所の都立海上公園から集めた剪定枝を使った木質バイオマス利用システムを導入。
- 使用熱エネルギーの約80%を都市ガスから木質バイオマスに代替するとともに、剪定枝の処分コスト、化石燃料のコストを削減。

取組内容

- 都立海上公園で剪定・収集される年間約100tの剪定枝を原料とし、チップ化及び乾燥工程を経て、ボイラー使用に適したチップを製造・保管。
- その後、園内スポーツセンターに設置したバイオマスボイラーにて給湯・暖房施設の主熱源として利用。

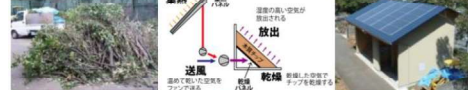
■木質バイオマス利用システムの設備



設置設備

▶ 太陽熱を用いた木質チップ乾燥施設（ソーラードライシステム®）

剪定枝を収集・チップ化・乾燥することで品質の高い燃料チップを製造



▶ スポーツセンターへのチップボイラ施設（熱出力：100kW）



※チップボイラーは積算熱量計の数値より。 ※ガスボイラーは都市ガス使用量にボイラー効率を90%として試算。

出典：練日比谷アメニス「グリーンインフラにおける維持管理発生材の資源化 都市樹木剪定枝の木質バイオマスエネルギー活用」

目的別に選択可能な公園にリニューアルする パークイノベーション

東京都
足立区

- 足立区では、パークイノベーション推進計画(※)に基づき、利用圏域の異なる3つのエリアを設定し、役割と機能を各公園に割り振り、だれもが自分が望む過ごし方に合わせて選択できる公園改修を推進している。また、ボール遊びに関するルール策定など、公園毎の実情に合わせたルールづくりも推進している。(※ 2021年に「第三次緑の基本計画」に統合)

背景・経緯

2011年	個性と魅力ある公園や、楽しく活動できる公園の整備を推進するため、「あだち公園☆いきいきプラン」(※)を策定 (※2021年に「第三次足立区緑の基本計画」に統合)
2013年	3か所のモデル地域でプランを策定 順次公園リニューアルを実施
2018年～	モデル地域の検証結果を基に「パークイノベーション推進計画」策定以降、上記計画に基づき、目的に合わせて選べる公園づくりや、ボール遊びコーナー、公園トイレなどの公園施設の適正配置を推進

取組内容

- 利用圏域の異なる3つのエリアを設定し、隣り合う区立公園の役割を「にぎわいの公園」と「やすらぎの公園」に大別して、役割に沿って幼児の遊び場や憩いの場などの機能をバランスよく配置した。
- ボール遊びコーナー、公園トイレなどの公園施設の適正配置も合わせて推進。
- これらを踏まえ、個々の公園のリニューアルを順次実施。
- 公園でのボール遊びに関するルール等の策定やおすすめ公園MAPの作成も行っている。

■ 大きさの異なる3つのエリアの設定に応じた公園施設配置の考え方



■ リニューアルした公園の例



関係主体、実施体制

- モデル地域のプラン策定にあたり、町会・自治会、まちづくり推進員、スポーツ推進員、保育園など公園利用・まちづくりに関わる関係者との地域懇談会を開催し、意見をプランに反映した。

エリア設定	5つの公園施設
おでかけエリア 約30公園/エリア 自転車を利用して行ける範囲のエリアです。	・水遊び施設 (しゃみしやみ等) ・ボール遊びコーナー おでかけエリアに概ね1か所
お散歩エリア 約70公園/エリア (区全体で70エリア)	・大型遊具 お散歩エリアに概ね2基
ご近所エリア 約2～3公園/エリア (区全体で209エリア)	・砂場 ご近所エリアに概ね1か所
その他	・公園トイレ 半径250m程度の範囲に概ね1か所

■ ボール遊びができる施設の紹介



出典:足立区「パークイノベーション推進計画」

出典:足立区資料

身近な公園の再整備

札幌市

- 札幌市では、施設の老朽化、地域間における公園の偏りや機能の重複といった課題に対し、「第4次札幌市みどりの基本計画」において、目標の一つに「公園などのみどりで都市の安全・安心を高め、潤いや賑わいを創出していきます」を設定。
- 公園整備に関わる施策を具体化するため、「札幌市公園整備方針」を策定し、公園の配置、種類、施設の視点から施策を設定し、身近な公園の再整備等を進めている。

背景・経緯

2015年	札幌市緑の審議会答申『札幌市公園施設長寿命化計画』策定に向けた公園施設の基本的な考え方についてにおいて、公園の機能分担の考え方を提言
2017年	札幌市緑の審議会答申「札幌市公園整備方針(案)」
2018年～	「札幌市公園整備方針(案)」を盛り込んだ第4次札幌市みどりの基本計画策定に向けた検討開始
2020年	「第4次札幌市みどりの基本計画」策定 上記に示された公園整備に関する考え方を具体化に整理した「札幌市公園整備方針」を同時に策定

取組内容

- 身近な公園である街区公園について、「地域の核となる公園」「機能特化公園」「その他の街区公園」に分類し、機能分担を行うことでメリハリをつけながら、整備・再整備・施設更新を推進。

地域の核となる公園

1,000㎡以上の街区公園のうち、周辺に当該公園より大きい公園が少なく、地域利用の中心となる公園

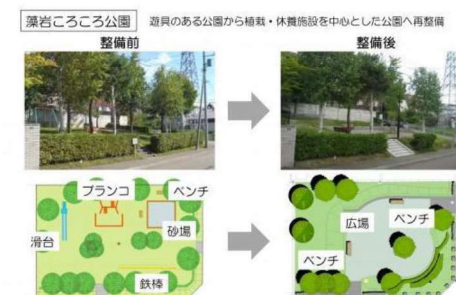
機能特化公園

1,000㎡未満の街区公園のうち、「地域の核となる公園」の誘致圏250m以内にあり、周辺に当該公園より大きな公園が多い公園

その他の街区公園

いずれにも該当しない公園

■ 街区公園の機能分担の考え方と再整備の例



出典:「札幌市公園整備方針」

関係主体、実施体制

- 再整備工事の前年度に行う実施設計において、住民説明会やワークショップを開催し、地域ニーズを反映した再整備内容としている。



(小学校でのワークショップの様子)

地域のアイデアをパートナーシップで形にする 小規模公園活用プロジェクト

東京都
豊島区

- 豊島区は、小さな公園活用プロジェクトの実施に当たり、区内全域の公園実態調査を実施。
- 公園実態調査により得られたデータを基にモデル公園を選定し、「“〇〇できる公園”井戸端かいぎ」等により地域のニーズ、アイデアを集め、小さな公園の活用の実践と検証を実施。
- 公園実態調査のデータはデータベース化し、公園の運営、公園に関する情報発信に活用した。

背景・経緯

2014年	23区で唯一「消滅可能都市」の指摘
2017年	小規模公園活用プロジェクト開始 公園活用のパイロット事業開始
2018年 4月～	区内全公園の実態調査実施・モデル公園選定
2018年 10月～	モデル公園において「“〇〇できる公園”井戸端かいぎ開始」
2019年	モデル公園においてリニューアルイベント開催

取組内容

■小規模公園活用プロジェクトの流れ



実態調査の評価項目

- 地域課題の有無（新旧住民の分断コミュニティなど）
- 子どもの利用状況・園庭利用状況
- 近隣施設（保育園・小学校）
- 近隣施設（区民ひろば等地域施設）
- 区画整理・都市計画道路の整備状況
- 地域の担い手（既存/新規）
- 近隣施設（スーパー・コンビニ）
- 商店街等周辺店舗
- 花壇・土・植栽の状況
- ベンチの設置状況
- 遊具の設置状況（有無・種類）
- 土地面積
- トイレ（アート）状態

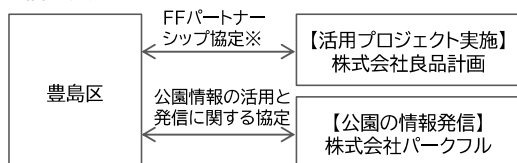
出典：豊島区ホームページ、株式会社パークフル プレスリリース

小規模公園の活用例



関係主体、実施体制

- 実態調査のデータを活用し、区が連携協定を締結した民間企業と活用プロジェクトや公園の情報発信を実施。



国土交通省

障がいのある子もない子も一緒に遊べる 広場づくり

東京都

- 東京都では、誰もが自分らしく輝くことのできるダイバーシティの実現に向けて、障がいのある子どもを育てる保護者や支援団体、ユニバーサルデザインに関する有識者等の意見を参考にしながら、障がいのある子もない子も一緒に遊べる広場を都立公園に整備。
- 2021年4月には、「だれもが遊べる児童遊具広場」を都内に拡充していくことを目的としたガイドライン「だれもが遊べる児童遊具広場」整備ガイドラインを策定。

背景・経緯

2018年	障がいのある子どもの関係者やユニバーサルデザインの有識者などの意見を踏まえて設計を開始
2020年	砧公園「みんなのひろば」オープン
2021年	「だれもが遊べる児童遊具広場整備ガイドライン」策定 区市町村への補助創設 府中の森公園「にじいろ広場」オープン

取組内容

砧公園「みんなのひろば」

- 広場内に、障がいの有無に関わらず遊べる複合遊具、大型ブランコ、楽器遊具、スプリングシーソー、回転遊具などの遊具を設置。
- 視認性がよく感覚的な刺激の低い色使い、香りや手触りが楽しめる植物の植栽などにも配慮。
- 利用者へのモニタリング結果に基づき、夏の暑さ対策としてよしずを張る、入り口の扉に色を塗ってわかりやすくするなど、利用者の意見を反映した管理運営を実施。
- 広場内に、利用者と公園職員（指定管理者）のコミュニケーションツールとして専用の掲示板を設置しているほか、障がいを持つ子どもの支援団体によるアートワークショップなども開催。

■砧公園 みんなのひろば



出典：「だれもが遊べる児童遊具広場」整備ガイドライン（東京都建設局公園緑地部公園建設課）

関係主体、実施体制

東京都

国土交通省

保育園等の団体利用もできる自然の中の遊び場

東京都
練馬区
こどもの森

- 練馬区では、「自然×冒険×交流」をコンセプトとして、樹林地や農地など、練馬に昔からあるみどりを活かし、木の実や土、水といった自然の素材を使って自由に遊べる公園「こどもの森」を整備。
- 事前申請制により、保育園、幼稚園等が団体利用することもできる。

背景・経緯

2009年度	都市計画決定
2011・2012年度	元々あったキウイ畑、林を使った体験イベントを実施し、参加者の意見を聴取
2012年度	基本構想策定
2013年度	事業地決定、基本計画策定、設計
2014年度	工事
2015年度	開園(都市計画緑地1.3haのうち0.3haを開園)

取組内容

- 子どもたちが、生き物や植物とのふれあいや、木登りなどの冒険遊びを通じ、地域のみどりに親しみ、広くみどりや環境に対する意識の醸成を図ることを目的として、「こどもの森」の事業化を2011年度から検討し、2013年度に基本計画を策定。
- 公園整備のコンセプトを踏まえ、既成の遊具はほとんどなく、子どもたちが自由にのびのびと遊べるよう、プレーリーダーを配置。
- 子どもたちの外遊びを支援するNPO法人と、清掃・植栽管理などを行う民間事業者2社の共同企業体が、練馬区から管理運営業務を受託(2022年度時点)。
- 団体利用を希望する保育園、幼稚園等は、事前に練馬区に利用申請を行い、区の承認を得て利用可能。団体利用日がイベント等と重複することを避けるため、申請前の事前相談を推奨。公園の開園期間、開園時間、団体利用については、「練馬区立こどもの森緑地条例」により規定。

■練馬区 こどもの森



出典：練馬区ホームページ

関係主体、実施体制

- 事業の趣旨を踏まえ、基本構想の検討に、子育て支援の担当部署等が参画。
- 開園後は、練馬区がこどもの森緑地運営業務委託に係るプロポーザルを実施し、外遊びを支援するNPO法人ほか2社による共同事業体に管理運営を委託(2022年度時点)。

健康・医療をコンセプトとした公園の整備・活用

大阪府
吹田市

- 吹田市では、「健康・医療」をキーワードに、多世代が集い、交流できる場として、健康への「気づき」「楽しみ」「学び」をコンセプトとした健都ルールサイド公園を北大阪健康医療都市(健都)に整備。
- 医療機関監修のもと健康遊具やウォーキングコースを設置するとともに、指定管理者が屋外運動教室、屋内運動教室、医療・介護講座などを実施。

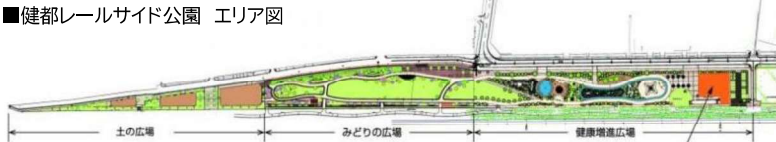
背景・経緯

2008年	「吹田操車場跡地まちづくり全体構想」策定
2012年	市立吹田市民病院の操車場跡地への移転決定
2013年	国立循環器病研究センターの操車場跡地への移転決定
2014年	吹田市「健康・医療のまちづくり」基本方針策定
2018年	健都ルールサイド公園[健康増進広場] 供用開始
2020年	吹田市立健都ライブラリー 供用開始

取組内容

- 医療機関監修のもと27基の健康遊具や4つのウォーキングコースを設置。
- 園内には、健康づくりプログラム等を実施する屋内スペースを持ち、図書館を多機能化した健康の学びの拠点として、吹田市立健都ライブラリーも整備。
- 公園と吹田市立健都ライブラリーを管理する指定管理者が、屋外運動教室、屋内運動教室、医療・介護講座、文化講座など多彩なプログラムを提供。

■健都ルールサイド公園 エリア図



■健康増進広場



関係主体、実施体制

- 国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院の協力・監修のもと、「健康増進広場」を整備。
- 定期的かつ継続的な健康づくりプログラムの提供等、民間ならではのノウハウや創意工夫による、一体的、かつ、効果的、効率的で質の高い管理運営を行うため、2020年4月から、公園及び健都ライブラリーの両施設に指定管理者制度を導入。

ボール遊びのできる公園の検討

千葉県
船橋市

- 2014年度に市長と中学生が船橋の将来を語り合う「こども未来会議室」において、「ボール遊びのできる公園をつくる」という提案を受け、2015年度に有識者、市民代表等で構成する「船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会」を開催。
- 2016年度からボール遊びの試行と検証を市内5公園で実施し、ボール遊びができる施設やルールを整理した上で、2019年度から本格実施。

背景・経緯

2014年度	「こども未来会議室」において中学生から市長へ「ボール遊びのできる公園をつくる」ことを提案
2015年度	「船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会」設置 試行事業実施を提言
2016～ 2018年度	5公園でボール遊び試行 近隣住民や中学生へのアンケート調査実施
2019年度 ～	試行事業の結果を基にボール遊びが可能な公園を 抽出し、本格運用を開始

取組内容

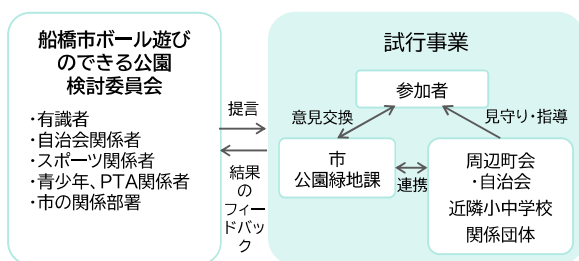
【試行事業】

- 公園の形、広さ、施設の状況等が異なる5公園でのボール遊び試行、近隣住民や中学生へのアンケート調査、下記の事項を検証

【検証項目】

- 利用する子どもの年齢層、遊び方
- ルールやボール遊びの範囲を決める要因(年齢、広さ、施設状況、周辺状況、遊び方、利用方法)
- 公園に合ったルール設定(ボールや遊びの種類、利用方法)
- 広さ、防球施設の状況、周辺状況、利用状況による比較検討

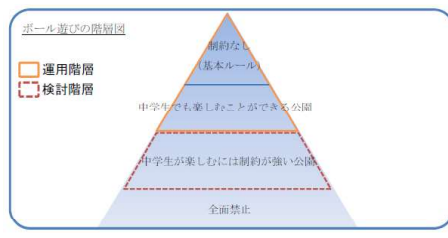
関係主体、実施体制



国土交通省

【運用】

- 試行事業の結果を基に、ボール遊びが可能な公園を階層に分けて抽出(右の図の「運用段階」の公園)
- 可能な公園全てに共通する「基本ルール」と、公園の状況に応じた個別ルールを設定
- ボール遊びが可能な公園、ルールを周知し本格運用



出典:「公園でのボール遊び事業平成30年度実施報告書」

14

マネジメント会議を通じた保全と利用の調整

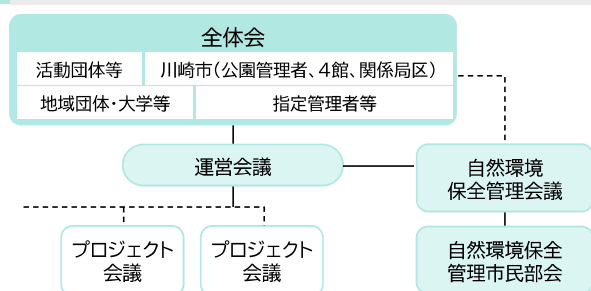
川崎市
生田緑地

- 川崎市は、生田緑地を市民の財産として持続可能なものとしていくために、「緑地の保全」を前提に「緑地の利用」との調整を図ることにより、両者の好循環を発生させることを基本とし、2011年に「生田緑地ビジョン」を策定。
- 「生田緑地ビジョン」の実現に向け、多様な主体が管理運営参加する「協働のプラットフォーム」として、2年間の準備期間の後、2013年に「生田緑地マネジメント会議」を設立。
- 活動団体等の活動計画及び活動の調整を担うほか、自然の保全・利用方針、植生管理計画、公園利用のルールづくりについて市(公園管理者)への提言を行う。

背景・経緯

～2008年	市民参加により「生田緑地整備構想」、「生田緑地管理運営の基本的考え方」等を策定
2011年	「生田緑地ビジョン」策定
▼	生田緑地マネジメント会議準備会(計8回)開催
2013年	生田緑地マネジメント会議設立

関係主体、実施体制



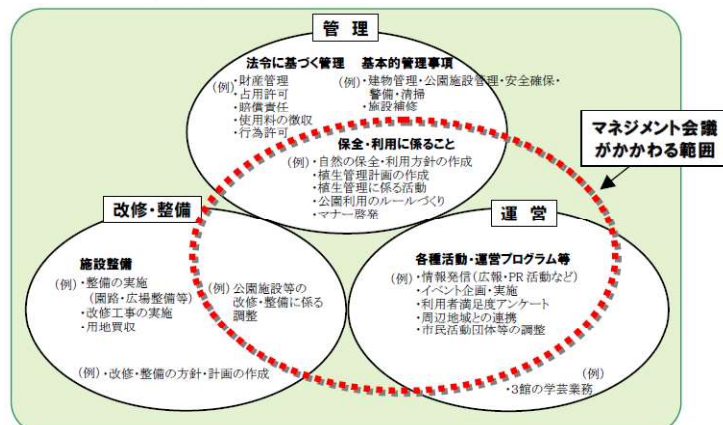
(個別プロジェクトについて議論の必要がある場合に設置)

国土交通省

取組内容

- 市民及び市がそれぞれの立場を尊重し、同じ円卓に座って話し合い、生田緑地の運営に参加する場として生田緑地マネジメント会議を設け、市民と市が互いの特性を発揮しながら、連携して課題解決に取り組んでいる。

■マネジメント会議が関わる範囲(イメージ)



※管理、運営及び改修・整備の最終的な判断及び責任は市が担う。

出典:川崎市「生田緑地マネジメント会議について」、生田緑地「生田緑地マネジメント会議運営ルール(平成25年3月)」

15

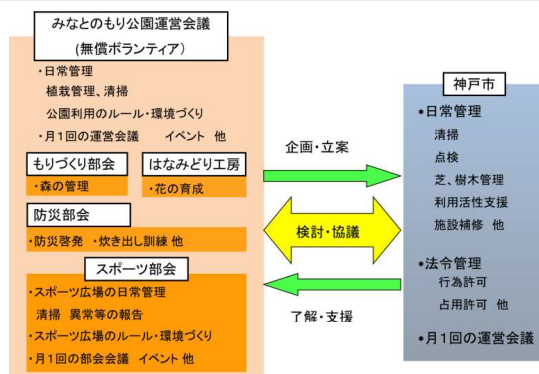
利用者が中心となった利用ルール作成

- みなとのもり公園では、計画段階から完成後の運営に至るまで、市民の参画による公園づくりを推進。
- 市民により「みなとのもり公園運営会議」が結成され、公園の日常管理・植栽管理・清掃の他、イベントの補助、公園利用のルール・環境づくり等を行っている。
- 運営協議会の部会の一つである「スポーツ部会」では、若者を中心とするニュースポーツ広場の利用者らが、利用ルールの作成や清掃等の維持活動を実施。

背景・経緯

2010年1月	神戸震災復興記念公園(愛称:みなとのもり公園)開園
2010年3月	みなとのもり公園運営会議 設立 (現在、都市公園法に基づく協議会として運営)

關係主体、実施体制



取組内容

- みなとのもり公園運営会議では、「もりづくり部会」「はなみどり工房」「防災部会」「スポーツ部会」等の部会を設置。
- 「スポーツ部会」は、道路高架下に設置されたニュースポーツ広場を対象に、コート利用の調整や活動報告、要望や問題点等を議論し、利用ルールを作成。清掃やイベント実施も担っている。
- ニュースポーツ広場は、多くの若者に利用され、賑わいを創出している。

■利用ルールのご案内



■ニュースポーツ広場でのイベント



出典:神戸市ホームページ

出典:神戸市(公園部管理課)資料

「コミュニティパーク事業」 ～地域主体の自由度の高い公園活用～

- 福岡市では、一律の利用ルールによる使いづらさ、公園愛護会などの担い手不足等の課題解決に向け、地域による公園の利用ルールづくりと自律的な管理運営によって、地域にとって使いやすく魅力的な公園づくりと地域コミュニティの活性化を目指すために、平成29年度より「コミュニティパーク事業」を開始。
- 地域で結成した「運営委員会」が中心となり、日常の維持管理活動を行うほか、地域独自の利用ルールの設定、イベントの実施等、自由度の高い公園の利活用を行うことができる。さらに、1年以上適切な管理運営を実施し、さらなる公園の活用を望む場合、条件を満たせば、地域によるパークハウス(休憩、体験学習の機能を有する建物)の設置も可能となる。

背景・経緯

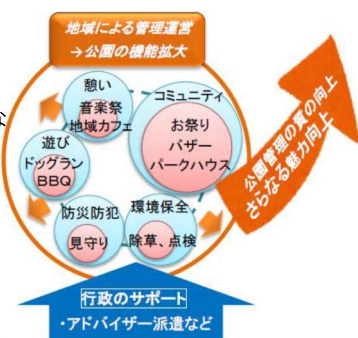
愛護会活動
(従来制度)

行政による管理運営
+ 地域による管理の
サポート

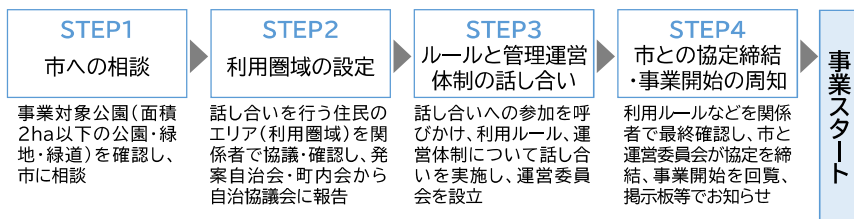


コミュニティ
パーク事業

地域による自律的な
管理運営
＋行政のサポート



取組内容



実施体制（運営委員会と市（公園管理者）の役割分担）



出典:福岡市「コミュニティパーク事業」の概要」

実証実験と対話を基にした広場整備と利用ルールづくり

※都市公園以外の事例

愛知県
豊田市
新とよパーク

- 豊田市では、2016年3月に「都心環境計画」を策定し、公共空間の活用「つかう」と再整備「つくる」を両輪に都心地区の整備を推進。最初にリニューアル・オープンする広場であり、あるべき姿や活用方法等について、広場を活用していくプレイヤーの方と議論し検討を重ね、2度の実証実験を経て空間と運営方法のデザインを決定。
- 市民が積極的に整備・活用に参画し、自らの「自由と責任」の下で利用できるようにすることで、様々な活動が繰り広げられる場をめざす。

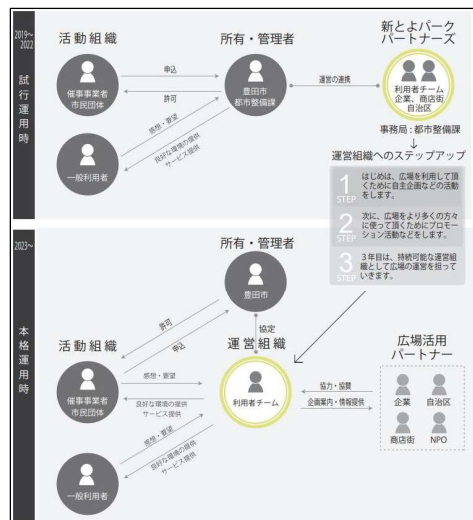
背景・経緯

2015年	リニューアル前の広場で実施した「あそべるとよたプロジェクト」により潜在的なニーズが見える化
2016年	活用の具体的なイメージをもったプレイヤーと月1回ペースでワークショップを開催し利用方法を検討
2017年	ワークショップの検討結果をもとに2回の実証実験を開催、その成果を踏まえてリニューアルの設計案を作成
2018年	設計案を基に工事を実施 プレイヤーとのワークショップを継続し、利用ルール、運営方法を検討
2019年	広場がリニューアルオープン 愛称を「新とよパーク」に決定

実施体制

- ワークショップ参加者を中心とした利用者組織「パートナーズ」と市が、適切な役割分担に基づいて広場を運営。
- 自由と責任の下、ルールも一般的な公園・広場等より柔軟にし、様々な実験的な取組を通じてよりよい運営を模索するとしている。

運営体制



出典：豊田市「新とよパーク使いこなしブック(Ver.2)」



整備前



整備後（2019年リニューアル）

国土交通省

金谷公園Digital1.0 (デジタル技術を活用した公園協議会)

青森県
むつ市
金谷公園
Digital1.0

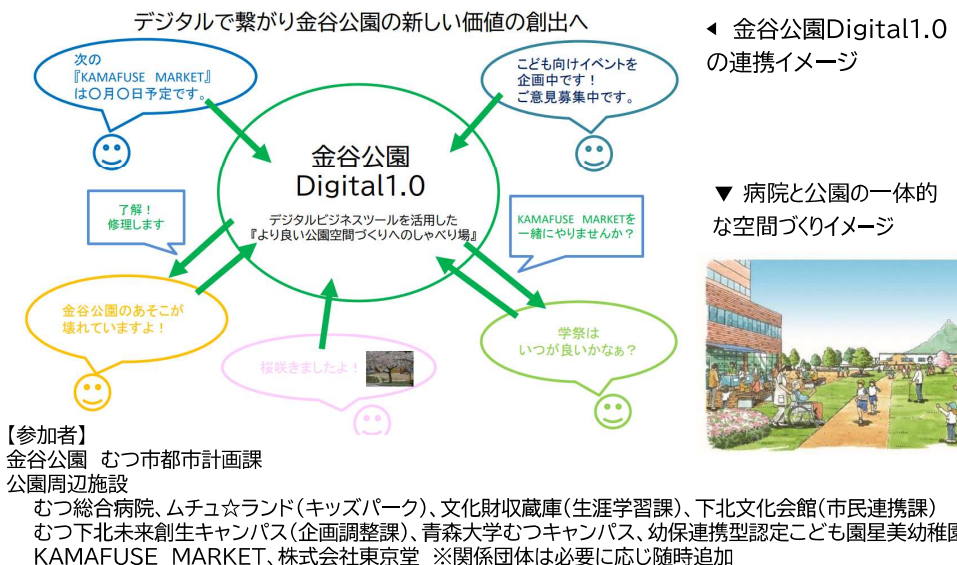
- むつ市においては、総合病院の建設や周辺アクセスの改良、公園改修などの事業が展開し、KamafuseMarketなどのイベントが随時開催されオープンスペースを利用した民間によるにぎわいが形成されている金谷公園について、都市公園法に基づく協議会『金谷公園Digital1.0』（金谷公園活用推進協議会）を設置。
- 公園で活動する方や周辺施設の関係者がデジタルコミュニケーションツールを活用し、イベント情報や公園活用の推進に向けた意見などを共有できる場として運営。

経緯と取組内容

- コロナ禍における公園・広場の利活用として、キッチンカーの営業を実験的に実施。ゲリライベント「Kamafuse Market」の開催へと展開。
- 公園で活動する方や周辺施設の関係者がデジタルコミュニケーションツールを活用しイベント情報や公園活用の推進に向けた意見などを共有できる場として公園協議会を設置。



国土交通省



公募型行為許可

横浜市

- 横浜市では、公益性を確保しつつ民間事業者等のアイデアを活用したイベント等を行うことができることを目指す「公募型行為許可制度」を創設。
- 2020年度～2021年度に、都心臨海部の公園において、公園の魅力アップと市民の健康づくりを目的としたヨガ等のイベントを対象に、実施事業者公募により制度運用を試行した後、2022年度から本格実施。

背景・経緯

2019年度

新たな公園の魅力と賑わいの創出に向け、「公園における
公民連携に関する 基本方針」を策定

2020～
2021年度

具体的取組のひとつとして、公募型行為許可制度の創設に向けて、「都心臨海部の公園での健康づくり」をテーマに試行

2022年度

本格実施

■山下公園の芝生を活かしたヨガ



■大通り公園でのキャンドルヨガ



緩和した基準の内容

① 行為許可
申請者の
要件緩和

- ・民間事業者等が単独で行為許可申請できるよう要件を緩和。
- ・これに伴い、従来は申請者の要件に求めている公益性を行為内容に要求。(※)

※ ①主たるイベントの内容がヨガ等であること、②公園の魅力アップに資する取組が提案されていること、③公園周辺地域の魅力や賑わい向上に資する取組が提案されていること、④一般募集とすること

② 行為回数
の制限緩和

- ・行為許可範囲を公園の一部に限定しつつ、1か月に2日までのイベント等の開催

国土交通省

出典：横浜市「都心臨海部の公園での健康づくり（公募型行為許可の試行実施）」

20

「みどり」と「イノベーション」の融合したまちづくりに向けたトライアル

※都市公園以外の事例

大阪市
うめきた
2期地区

- 大阪市北区では、2024年に先行まちびらきを迎えるうめきた2期地区開発プロジェクトのトライアルとして、“みどりの「リビングラボ」”をコンセプトに、未来のまちづくりに向けた実証実験フィールドを設置。
- 事業主体であるURと、パートナー事業者であるうめきた2期地区開発事業者JV9社(代表事務局：阪急電鉄)が1000日間限定で共同運営しており、多種多様な企業・団体や、近隣店舗・地域住民等との連携、参加が図られている。

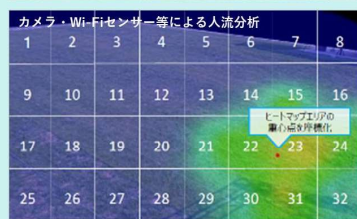
取組内容

快適で居心地の良い空間づくり
オープンスペースとして開放



企業参加・市民参加型のまちづくり
企業と地域コミュニティの融合によりオープンイノベーションを促進

多様な企業との連携による
実証実験や新たなビジネス開発



地域コミュニティが主役の
日常的なアクティビティ展開



国土交通省

21

平城宮跡歴史公園スマートチャレンジ

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園(平城宮跡区域)

- 2019年度から3年間、新技術を活用して公園サービスの向上を目指す社会実験を産学官連携のもとで実施。
- 具体的には、利用者の利便性向上や、維持管理の省力化など公園の抱える課題解決に向けて自動運転、VR歴史体験、ドローン航行、AI画像解析など多岐に渡る実験を展開。

背景・経緯

課題

- ・高齢者や身体が不自由な方も含め多様な来園者が園内を移動する手段が不足
- ・現地で歴史を体験できる機会が不足
- ・職員の巡回、紙媒体の台帳を用いた施設管理による人的コスト

経緯

上記課題の解決のため、2019年度から3年間、コンソーシアム方式により社会実験を実施

関係主体、実施体制

コンソーシアムの構成

- ・有識者
(スマートシティ・モビリティ・AR・造園・文化財分野)
- ・国営公園・県営公園 関係機関
- ・文化庁、奈良文化財研究所
- ・周辺自治体(奈良県・奈良市関係部局)
- (事務局:国営飛鳥歴史公園事務所)

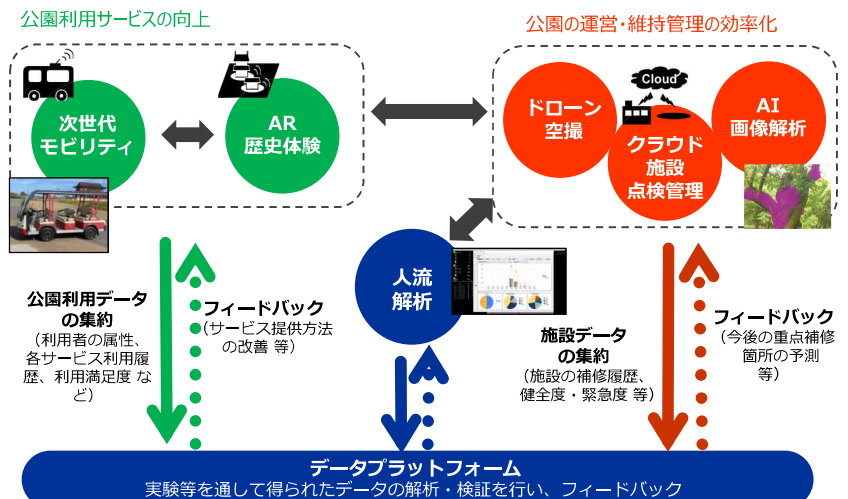
- ・選定された民間事業者 ※選定後に参画

※1:選定は、コンソーシアム構成員のうち官・学からなる評価選定委員会で行う。

※2:契約は、公園事務所・各民間事業者間で行う。



取組内容



【主な成果】

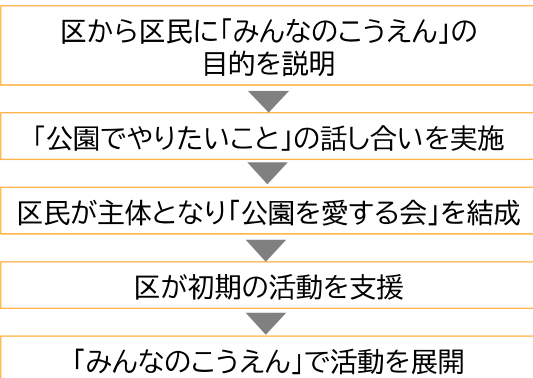
- ・自動運転車両、VR歴史体験が、利用者の満足度向上等に寄与
- ・クラウド公園台帳システム、AI画像解析や360度カメラの活用等により、管理の省力化を検証

ゲストからキャストへ 「みんなのこうえんプロジェクト」

東京都江戸川区

- みんなのこうえんプロジェクトは、地域の身近な公園を「地域の庭」として愛着を持ち、区民が主体となって公園を利用しながらコミュニティを育み、住み続けたいまちを未来につなげていくことをめざす取組。
- 地域の身近な公園での利活用を区民が企画・提案、実施することができ、区は、プレーリーダーの配置などで活動を支援。

事業の進め方



想定される活動例(区パンフレット、HPより)

- 防災訓練
- プレーパーク
- 青空ヨガ教室
- 花の名所づくり
- 地域保育
- 落ち葉の堆肥化、リサイクル
- マルシェの開催



取組内容

【小岩パークカフェ】

- ・プロジェクト第一弾として、小岩公園でできたらいいな！と思う夢やアイデアをみんなでワイワイ語る「公園ワークショップ」の他、地域の飲食店による「パークカフェ」や、公園内の樹木をめぐる「グリーンアドベンチャー」、「防災かまどベンチ」を活用した焼きマシュマロ体験などのイベントを実施。



小岩パークカフェイベントパンフレット

出典:NPO birth ホームページ「小岩公園で「Koiwa Park Cafe」を開催しました！」

【プレーリーダー】

- ・外遊びの機会を創出し、子どもたちの運動能力を向上させようと、江戸川区は、子どもたちに遊び方を教える指導員「プレーリーダー」を区内6か所のモデル公園に配置。
- ・子どもたちや子育て世代同士の新たな交流の場づくりを行った。



公園へのプレーリーダーの派遣

出典:江戸川区「みんなのこうえん」

公園愛護会等コーディネーター

横浜市

- 横浜市公園愛護会は、地域の皆様を中心にボランティアの団体を結成し、身近な公園で日常の清掃、草刈等の美化活動を行うボランティア団体。
- 公園愛護会の支援窓口として「公園愛護会等コーディネーター」を各区土木事務所と公園緑地事務所に1名ずつ配置しており、公園愛護会の窓口となり、支援を行っている。

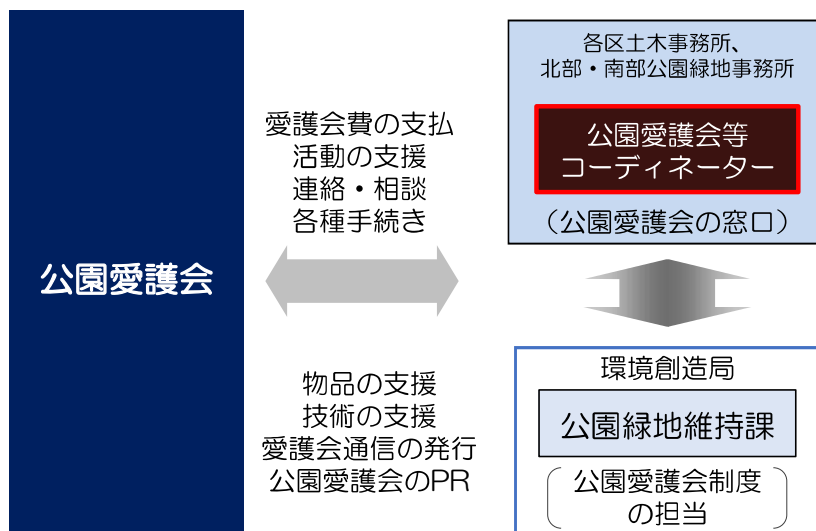
取組内容

- 公園愛護会の活動内容は、日常の清掃や草刈、除草、中低木や花壇の管理、利用者マナー指導、地域イベント実施など、地域毎に様々な活動を行っており、健康づくり事業と連携した公園de健康づくり事業等も展開している。



公園愛護会の活動の様子

関係主体、実施体制



公園愛護会・支援の仕組み

都市再生推進法人によるパークマネジメント

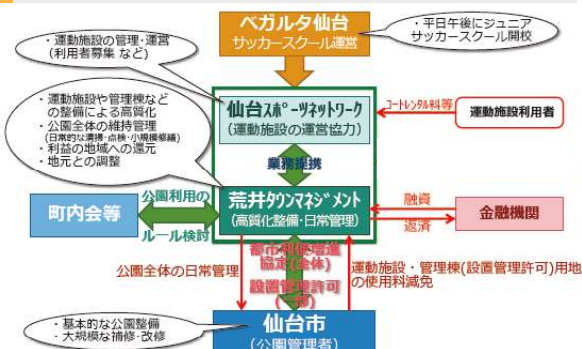
仙台市
荒井東1号公園

- 仙台市の荒井東1号公園は、都市再生推進法人の指定を受けている一般社団法人荒井タウンマネジメント(荒井TM)と仙台市との間で締結された都市利便増進協定に基づき、荒井TMがフットサル人工芝コートとクラブハウスを整備し、利用料収入などを公園全体の維持管理に充当。
- 荒井TMは、公園を中心に、住民や企業の協力を得ながらマルシェなど地区の賑わいづくりも展開。

背景・経緯

2010年	土地区画整理事業開始
2013年	荒井東土地区画整理組合と民間企業8社からなる「荒井東まちづくり協議会」発足 協議会有志が集まり「一般社団法人荒井タウンマネジメント」設立
2016年	荒井TM 都市再生推進法人指定

関係主体、実施体制



出典：仙台市・一般社団法人荒井タウンマネジメント「まちづくり団体と連携した新たな公園づくり」

取組内容

- 都市利便増進協定に基づき、荒井TMが、公園の一部(約3,050㎡)を仙台市から借り、都市公園法第五条に基づく設置管理許可を受け、フットサルやテニスなどを楽しめる運動施設や管理施設を自己資金で整備。
- 荒井TMは、公園全体の日常的な清掃・点検、植栽の維持管理、整備した運動施設等を管理を担い、利用料収入を公園全体の維持管理に還元。

■荒井東1号公園における都市利便増進協定の概要

荒井TMと仙台市が公園全体(約7,150㎡)で都市利便増進協定を締結。

荒井TMが、一部(約3,050㎡)に公園施設設置管理許可を得て、人工芝コートや管理棟を整備。コート利用料収入から公園全体の維持管理を行う。



出典：仙台市「せんだいエリアマネジメントガイドライン～都市再生推進法人をめざして～」

都市公園リノベーション協定による公園改修

川崎市
こすぎ
コアパーク

- 川崎市と東急株式会社は、都市公園リノベーション協定制度を活用し、小杉駅周辺地区において、公園施設の整備による日常的な賑わい、憩いの創出や一体的な空間利用による回遊性、利便性の向上等に向けた取組を推進。

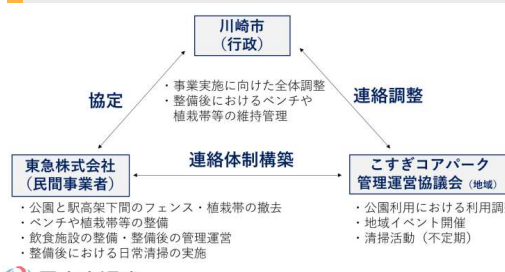
取組内容

公園名	こすぎコアパーク
公園種別／面積	街区公園／1,100.27㎡
公園管理者／所在地	川崎市／神奈川県川崎市
協定締結者	川崎市、東急株式会社
滞在快適性等向上公園施設	飲食・食物販も可能な休養施設
特定公園施設	ベンチ、植栽等
東急株式会社が実施する一体型滞在快適性等向上事業の概要	こすぎコアパークと隣接する東急武蔵小杉駅間の分断解消のため、東急武蔵小杉駅高架下のフェンス、植栽を撤去、舗装整備し、歩行者空間を創出。

■都市公園リノベーション協定制度を活用して整備する施設のイメージ



関係主体、実施体制



■位置図



国土交通省

26

管理協定に基づく隣接敷地と一体の管理運営

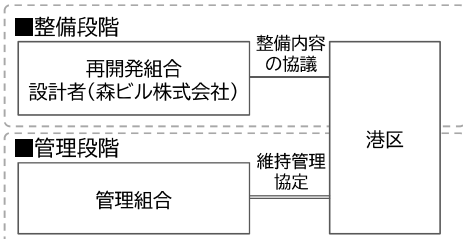
東京都
港区
西桜公園

- 「虎ノ門ヒルズ ビジネスタワー」に隣接して整備された西桜公園は、開発に伴う提供公園としてビルの建設に合わせて民間が整備し、2020年2月に開設。
- 供用開始に合わせ、再開発組合と区が維持管理協定書を締結するとともに、管理組合が承継することで、管理組合が公園の日常的な維持管理(清掃、植栽管理等)を実施。

取組内容

- 隣接するビジネスタワーのデザインや外構に合わせた設計やビジネスタワーと公園を繋げる歩行者動線の確保により、街全体に一体感が生み出されている。
- 整備後は、再開発組合と区が締結した維持管理協定書を承継した管理組合が、公園とビル敷地を一体的に管理。

関係主体、実施体制



港区立西桜公園

国土交通省

27

指定管理者による市民協働の中間支援

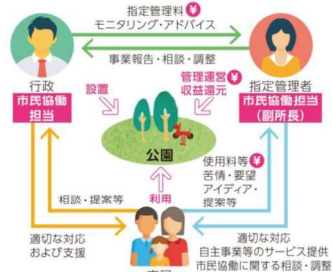
東京都
西東京市

- 西東京市は、エリア全体の公園を包括的に管理することで、公園をキーワードにしたまちづくり、エリアマネジメントを意識したまちの活性化につなげることを期待し、2016年度から西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園(現在54箇所)を一括して管理する指定管理者制度を導入。
- 指定管理者制度導入前から行っていた市民ボランティアとの意見交換をもとに、市民協働のノウハウを持った人材を配置することを仕様書において要請、市側にも市民協働担当を配置。
- 拠点となる西東京いこいの森公園にパークコーディネーターを配置し、市民活動の活性化、自主事業の推進をはかり、年々来園者が増加。「みんなで育てる小さな公園プロジェクト」では、エリマネ組織等との連携により、街区公園の利活用活性化を促進。

背景・経緯

指定管理者制度導入前	市民サービス向上の取組を効果的に行う事業者を選定するため、市民ボランティアの意見を聴取し、指定管理者の選定プロセスに反映
2016年度	指定管理者制度導入。公園における協働のノウハウを持つ中間支援組織が参画
導入後	指定管理者、市民ボランティア等が連携して様々な活動を展開。2019年度都市公園コンクール「審査員特別賞」受賞

関係主体実施体制



市民協働推進型 指定管理制度
©西東京の公園・西武パートナーズ

取組内容

【指定管理者募集要項・仕様書へのボランティア意見の反映】

- 市民ボランティアとの意見交換等から、市民が公園での活動に求めていることを把握し、募集要項等に反映

【募集要項】「指定管理者に求められている能力と役割」に、市民協働の経験とノウハウを持った人材の配置、ボランティア育成、相談業務の充実等を記載

【仕様書】市民協働のノウハウを持った人員の配置、市民やボランティア等との協働による公園管理を積極的に推進を明記

【指定管理者の自主性を高める工夫】

- 質の高い企画と収益は表裏一体のものとの認識から、募集要項等に次の事項を明記

【募集要項】自主事業収益の一部又は全部を利用者サービスの上や施設の改善に還元することを明記

【仕様書】自主事業の目的を具体的に記載(にぎわい創出、健康づくりに関する事業、飲食提供による公園施設の活性化、市民との協働推進、伝統や文化の継承 等)

【指定管理者制度導入後の取組】

- 拠点となる西東京いこいの森公園にパークコーディネーターを配置。市民や事業者、農業者等が公園を柔軟に使いこなせる企画や活動を支援し、来園者増・収益増を実現
- 「西東京市公園配置計画」の策定過程で行った市民ワークショップをもとに、住区基幹公園等の活用を進める「みんなで育てる小さな公園プロジェクト」を実施



地域のステークホルダーとの協働事業を次々に開催
ガーデニングDAY「そら・はな・バーティ」 ©NPO birth 28

利活用の促進に向けた公園再整備

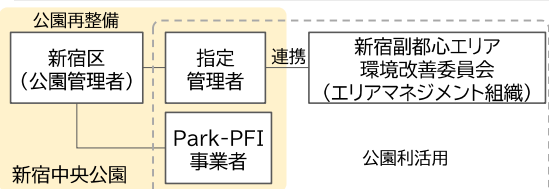
東京都
新宿区
新宿中央公園

- 2013年度より指定管理者制度を導入し、指定管理者が、西新宿地区の再生を民間組織で行うエリアマネジメント組織(新宿副都心エリア環境改善委員会)と連携し、にぎわいづくりを推進。
- 新宿区は、公園の魅力向上を図ることで、まちの魅力を高め、さらに区全体の魅力や価値を高めていくため、2017年度に「新宿中央公園魅力向上推進プラン」を策定し、Park-PFIによる交流拠点施設整備をはじめ再整備を順次実施。

背景・経緯

2013年度	指定管理者制度導入
2015～2016年度	利用実態調査、来園者意識調査、区民意識調査実施
2017年度	「新宿中央公園魅力向上推進プラン」策定
2018年度	大型遊具設置
2020年度	芝生広場リニューアルオープン Park-PFIにより交流拠点「SHUKNOVA」開設 眺望の森オープン
2021年度	ちびっこ広場再整備開始

関係主体、実施体制



取組内容

【指定管理者・エリアマネジメント組織の連携による公園活用】

- 指定管理者が、西新宿地区の再生を民間組織で行うエリアマネジメント組織(新宿副都心エリア環境改善委員会)と連携し、スポーツや飲食のイベント等を実施。イベント収益は公園の維持管理費に充当。

■シアターイベント(2,000人(H29・3日間))



【P-PFI事業による交流拠点施設整備】

- Park-PFIにより交流拠点施設SHUKNOVAを整備。
- 同施設を運営する事業者が、区から占用許可を受け、芝生広場の一部を使ってパークヨガ教室を開催するなどの公園活用も実施。

■パークヨガ教室の様子



出典：PARKERS TOKYO ホームページ

里山公園における協働型パークマネジメント

東京都

- 〇 都立野山北・六道山公園(武蔵村山市・瑞穂町)は、都立公園最大の面積(約200ha)を誇る里山公園。園内の里山体験エリアには「里山民家」が整備され、開園当時より地域の市民団体やボランティアが活動している。
- 〇 東京都の方針では「都民協働による動植物の生息地の保全に取り組み、自然学習・作業を通じて普及啓発を進める」とあり、協働による公園の管理運営が求められている。協働事業に関する課題を乗り越えるため、2006年の指定管理者制度開始より、「STEP5」による戦略的な協働型パークマネジメントを導入。
- 〇 参加者数や活動の質が飛躍的に向上。里山環境の再生、グリーンコミュニティの醸成、次世代育成など多様な担い手の拡大に貢献。

背景・経緯

当初の課題	ボランティアの高齢化やステークホルダー間の合意形成が進まない、協議会の沈滞化などの課題があった
2006年度	指定管理者制度導入。協働型パークマネジメント導入。参加数と活動の質が年々向上
2009年度	都市公園コンクール「国土交通大臣賞」受賞
2010年度	野山北・六道山公園ボランティアが、緑の都市賞「都市緑化機構会長賞」受賞
2017年度	公園ボランティア登録数473名(当初比約7倍)、ボランティアの年間のべ参加者数9,619名(当初比約10倍)
2021年度	公園ボランティアの発意で、里山サポーター制度を創設し、多様な参加機会を創出

取組内容

【協働事業を円滑に進めるパークマネジメント手法の導入】

- 公園のステークホルダーと共に「STEP5」を実行
①意見を集める→②ビジョンを描く(右図)
→③共に学ぶ→④共に実践する→⑤確認する
- 専門部署(都民協働部)の設置
- 多様な主体が参加できる受け皿づくり
- 活動の基本ルールを共有
- モチベーションを高める工夫
- 参加者数を増やす仕組みの構築

【取組みの成果】

- ボランティアの増加と多世代化
全世代がまんべんなく活動に参加
- 活動の多様化(左図)
- 豊かな里山環境の再生
保全活用計画を協働で作成、実践
- 里山循環の推進
- グリーンコミュニティの醸成
- ボランティア育成の仕組み構築



里山の風景づくりを通してグリーンコミュニティが醸成
©西武・狭山丘陵パートナーズ



国土交通省

Park-PFI事業と公園全体の指定管理者の同時募集

愛知県
豊田市
鞍ヶ池公園

- 〇 民間のノウハウを活用し鞍ヶ池公園で新しい魅力的なミライ空間をつくりだすため、Park-PFIの事業者と公園全体の指定管理者を併せて公募。
- 〇 選定された事業者は、Park-PFIにより設置したカフェの収益を活用したサービスセンターの整備やDB方式によるキャンプフィールドの整備のほか、管理許可に基づくキャンプフィールドの運営、指定管理者としての公園施設の運営管理、さらには乗馬体験やイベント企画など公園の魅力向上に取り組んでいる。

背景・経緯

2019年12月	指定管理者等公募
2020年7月	基本協定締結、設計着手
2021年4月	サービスセンター、カフェオープン
5月	グランドオープン



キャンプフィールド

カフェ

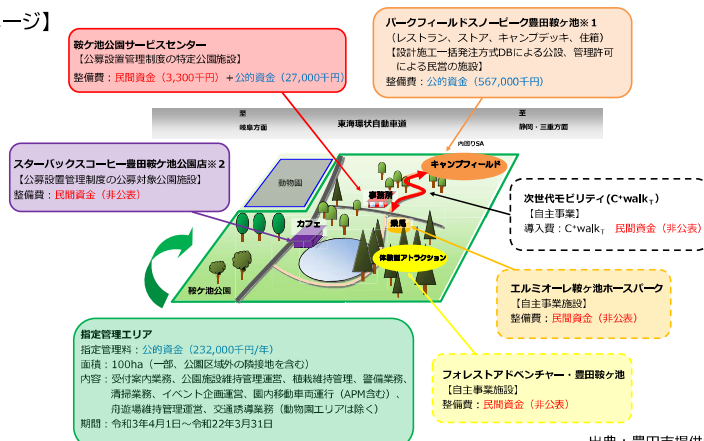
出典：豊田市提供資料

国土交通省

取組内容

- 民間のノウハウを活用した施設整備、公園活用を進めるため、複数の事業手法を組み合わせ、一括して事業者を募集。
・キャンプフィールド：設計施工一括発注方式、事業者が管理許可を受け運営
・カフェ、サービスセンター：Park-PFI(公募設置管理制度)
・公園全体(動物園を除く)：指定管理制度
- 管理運営については、園地全体の利活用、公園プレイヤーの活動推進、公募対象公園施設等との連携、公園プロモーション活動等についての提案を要請。

【事業イメージ】



出典：豊田市提供資料

公園施設の収益還元

東京都
豊島区
南池袋公園

- 南池袋公園では、2016年の公園リニューアルを機に、行政と地域とが協働しながら公園空間の良好な保全と健全な賑わいを創出し、地域の活性化を図ることを目的に、「南池袋公園をよくする会」を設立。
- 園内のカフェレストランの売上の一部を会の活動財源に充て、公園の更なる魅力向上につながる活動を実施。

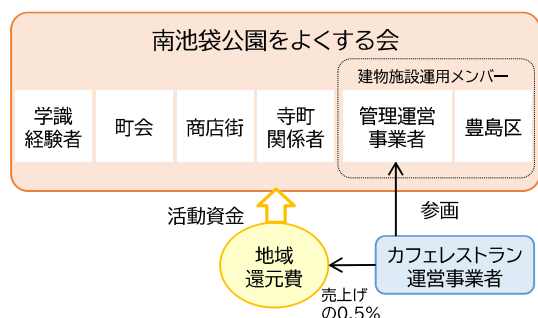
背景・経緯

- 公園地下への変電所整備のため2009年から閉鎖されていた南池袋公園の再整備に当たり、地元住民の参加による持続可能な公園運営、公園を拠点とした賑わい創出を行うための制度設計、運営組織を検討。
- 意見聴取を行った地権者、地元の関係団体等を中心に「南池袋公園をよくする会」を発足。

取組内容

- 「南池袋公園をよくする会」は、公園の運営について、地域と区が協働し、良好な空間の保全と、健全な賑わいを創出し、地域の活性化を図る
- 公園内のカフェレストラン運営事業者と区が結ぶ協定に基づき、売上げの0.5%を地域還元費として、南池袋公園をよくする会に納入。
- 地域還元費は、公園内の芝生の育成管理支援活動、公園及び周辺環境美化活動等、南池袋公園をよくする会の運営資金として活用。

関係主体、実施体制



出典：豊島区ホームページ

多様な主体が連携した質の高い公園づくり

滋賀県
草津市
草津川跡地公園

- 草津川跡地公園は、廃川となった旧草津川をまちづくり資源として活用するため、設計段階から市民や事業者等とワークショップを開催し、多様な活動ニーズを空間デザインに反映すると同時に、公園を育む組織づくり実施。
- 公園の一部では、都市再生推進法人草津まちづくり株式会社が事業主体となり、にぎわい施設を整備。商業施設(テナント)から得られる収益の一部を園内のにぎわいづくりに活用。

背景・経緯

2011年度	草津川跡地利用基本構想策定
2012年度	空間デザインのワークショップ開催及び基本計画策定、基本設計実施
2013年度	詳細設計・関係機関との調整
2014年度	
2015年度	市民活動に関するワークショップ開催、施工
2016年度	
2017年度	区間2・区間5 供用開始

■草津川跡地公園(区間5)



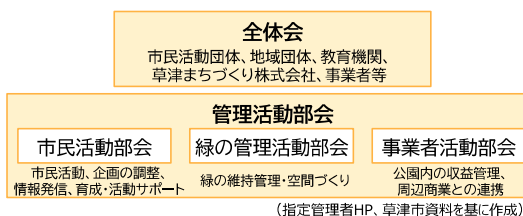
出典：草津市ホームページ

取組内容・実施体制

【官民一体の持続的な運営体制】

- 計画・設計段階から参画した市民活動団体、地域団体、関係機関、事業者等を母体とする「草津川跡地公園管理運営会議」を設置。
- 市民活動や地域活動、事業者によるにぎわい創出が一体となり、多くの人が集う公園づくりを推進。

■草津川跡地公園管理運営会議(指定管理者により運営)



■まちづくり株式会社による事業展開



【まちづくり株式会社によるにぎわい創出】

- 草津市の中心市街地に位置する区間5は、都市再生推進法人草津まちづくり株式会社がテナントミックス事業を展開。
- さらに、都市利便増進協定制度を用い、各店舗にテラス空間を設置。
- 商業施設から得られる収益の一部をエリアマネジメント活動に充当。

民間による隣接施設と一体的な整備・管理運営

静岡県
沼津市
愛鷹運動公園
「INN THE PARK」

- 経年による老朽化や社会情勢の変化などを理由に廃止した沼津市の青少年宿泊施設「少年自然の家」を民間事業者が持つ優れたノウハウとリノベーションにより、公園一体型宿泊施設「INN THE PARK」としてリニューアル。
- 施設運営者が隣接する愛鷹運動公園の芝生広場を活用し、野外映画上映会や結婚式も行われるなど、これまでなかった公園の利活用により、まちの魅力を増進。

背景・経緯

- 廃止した少年自然の家跡施設等を活用するため、沼津市が運営事業者を公募し、2016年に事業者を選定。
- 2017年にINN THE PARKをオープン。



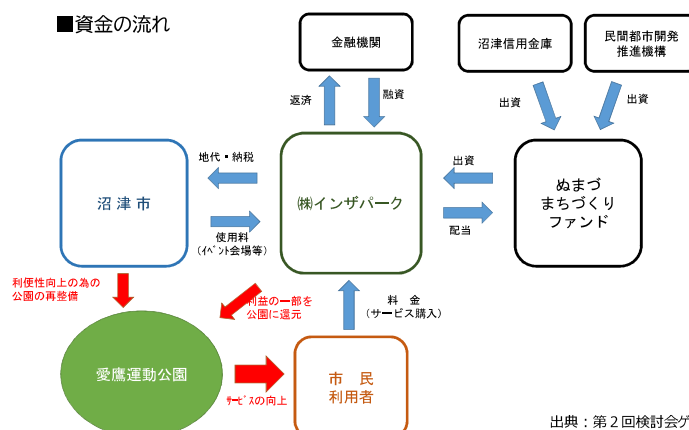
森に浮かぶ球体型の宿泊テント

出典：沼津市HP

取組内容・実施体制

- 公募で選定された運営事業者が、民間都市開発推進機構と地元の沼津信用金庫で組織する「ぬまづまちづくりファンド有限責任事業組合」から出資を受ける形で資金を調達し、沼津市とインザパーク社は基本協定を締結。
- 施設は沼津市が所有し、施設とテントエリアの面積に対して施設使用料を支払う形で運営。
- 施設以外の公園の管理は従来通り公園課が行っており、市に設置許可等を得て、移動式カフェの設置や、イベントを開催等の比較的占有に近い形で公園を利用。

■資金の流れ



出典：第2回検討会ゲストスピーカー資料

官民連携による調整池のデザインとマネジメントの高質化

※都市公園以外の事例

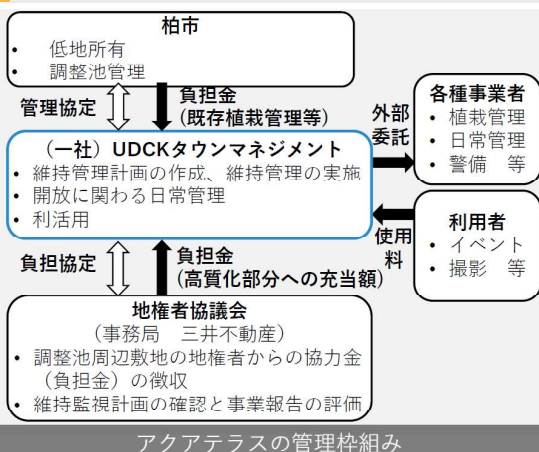
千葉県
柏市

- 千葉県柏市の調整池「柏の葉アクアテラス」は、調整池がもつ空間資源としての可能性に着目し、柏の葉アーバンデザインセンター(UDCK)を中心に、千葉県・柏市と民間の連携により高質化整備を実施。
- UDCK(2019年からはエリアマネジメント法人である(一社)UDCKタウンマネジメント)が、柏市と管理協定を締結し、日常の維持管理や、イベント等の利用受付も含めた管理運営を実施。

背景・経緯

- 2004年度に土地区画整理事業の一環で整備、暫定供用された調整池を、人が近づける水辺にするため、2016年にUDCKを中心に官民連携で高質化整備を実施。

関係主体、実施体制



アクアテラスの管理仕組み

出典：国土交通省「居心地が良く歩きたくなるランドレベルデザイン」

取組内容

- (一社)UDCKタウンマネジメント[都市再生推進法人]は、柏市との管理協定に基づき、植栽、ベンチやステージ等の維持管理、開放時の安全管理を実施。
- また、「『アクアテラス』イベント・撮影利用規定」を作成し、地域住民の利便性と安全性の確保に配慮しつつ、利活用を推進。地域住民や周辺企業によるイベントの利用受付、審査等も担う。
- 管理運営の財源は、柏市との管理協定、地権者協議会との負担協定に基づき両者から提供される負担金。



出典：UDCKホームページ

指定管理者への行為許可権限の付与

山形県、
大阪府
吹田市

- 都市公園における行為許可の権限については、指定管理者に委ねることを条例や指定管理者の公募資料等で示している事例が見られる。

①山形県／都市公園条例

- 都市公園条例において、指定管理者が行う業務として行為の許可を規定。

山形県都市公園条例

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 都市公園の施設（法第5条第1項の規定による許可を受けた者が管理する公園施設を除く。）の

維持管理に関する業務

(2) 第5条第1項の規定による行為の許可に関する業務

(3) 第6条第1項の規定による有料公園施設の使用の許可に関する業務

(4) 第7条の規定による利用の禁止又は制限に関する業務

(5) 第13条の規定による許可の取消し、効力の停止及び条件の変更に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関し知事が必要と認める業務

②吹田市／指定管理者への行為許可権限の付与

- 指定管理者に行為の許可に関する権限を付与。また、行為許可の期間を1年を超えない範囲で指定管理者が設定することができる。

吹田市「健都ルールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリー」指定管理者募集要項

資料2 特記仕様書集

イ 公園利用に関する業務仕様書

3 制限行為の許可等に関する業務

(3) 制限行為の許可に関する業務

指定管理者は、物品の販売等、公園における制限行為をしようとする者から申請があった場合には、「(別紙2)吹田市都市公園条例第6条(行為許可)に係る運用基準」に基づき、許可することができるものとし、利用者からの相談対応や申請書受付、許可書交付等、関連する業務を実施すること。

なお、許可を行う際には必要に応じて吹田市と協議すること。

(4) 制限行為の許可期間の設定に関する業務

指定管理者は、制限行為の許可を行うにあたり、1年を超えない範囲で期間を設定することができるものとする。なお、期間を設定する際には必要に応じて吹田市と協議すること。

広告掲出の柔軟化

札幌市、
名古屋市

- 都市公園における屋外広告物の掲出については、原則として禁止しつつ、催事の内容や広告物の掲出者を限定して可能としている事例が見られる。

①札幌市／札幌市屋外広告物条例

- 「札幌市屋外広告物条例」では、札幌市の共催となっている特定のイベントを条例第11条(2)の公共的団体とし、広告物等を掲出可能かつ許可不要としている。
- 例えば大通公園の「さっぽろ大通ビアガーデン」ではビール会社等の広告物が掲出されている。

札幌市屋外広告物条例

(禁止区域等)

第7条 次に掲げる区域又は場所には、広告物等を表示し、又は設置することができない。ただし、市長が別に定める広告物等については、この限りでない。(略)

(8) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令(平成15年政令第162号)第2条第1号に規定する公園又は緑地の区域(略)

(適用除外)

第11条 次に掲げる広告物等については、第3条及び第7条(同条第2項第1号及び第10号を除く。)から前条までの規定は、適用しない。(略)

(2) 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人又は別に市長が定める公共的団体が表示し、又は設置する広告物等(以下「公共広告物」という。)で、規則で定めるもの又は規則で定めるところにより市長と協議したものの

②名古屋市／名古屋市屋外広告物条例

- 「名古屋市屋外広告物条例」では、「都市再生推進法人その他規則で定める者が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、公共空間等におけるにぎわいの創出又は公衆の利便の向上に寄与すると認められるもの」については、禁止の適用除外としている。
- なお、名古屋市屋外広告物条例施行細則等で要件を定めており、例えば、広告料を受ける場合は、その広告料を公益上必要な施設若しくは物件の設置若しくは管理に要する費用又は地域における公共的な取組に要する費用に充てる等が必要。

名古屋市屋外広告物条例

(禁止)

第6条 次に掲げる地域又は場所には広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(略)

(7) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園(適用除外)

第7条 (略)

6 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人その他規則で定めるものが表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、公共空間等におけるにぎわいの創出又は公衆の利便の向上に寄与すると認められるものについては、第3条、第3条の2、第6条及び第8条の2の規定は適用しない。ただし、特に規則でその基準を定めた場合は、これに適合しないものはこの限りでない。

DX活用で公園の品質向上 ーパークモニタリングシステムー

東京都

- 都立公園3グループでは、指定管理者が独自に開発・運用している「パークモニタリングシステム」を活用し、公園管理のDX化を推進。
- あらゆる情報をスマートフォンでリアルタイムに共有するとともに、情報をデータベース化して分析することで、より効率的で高品質な管理運営を実現。
- 各部署（維持管理部、自然環境保全部、レンジャー部、都民協働部等）が集めた情報を一元化して共有。
- 公園管理を現地で担うスタッフが中心となって開発・運用することで、常に現場の状況に応じた改善・更新が可能。

背景・経緯

- 効率的で適切な公園管理のため、自主事業費を活用して開発。
- 指定管理者の本部と現地スタッフの両方が所属するバクモニアチームを創設。
- トライ＆エラーを繰り返しながら開発をすすめる、2020年度より各種日報・月報との連携を実現。

<本システムを導入している都立公園グループ>

- ・「狭山丘陵」グループ
- ・「武蔵野の公園」グループ
- ・「多摩部の公園」グループ



取組内容

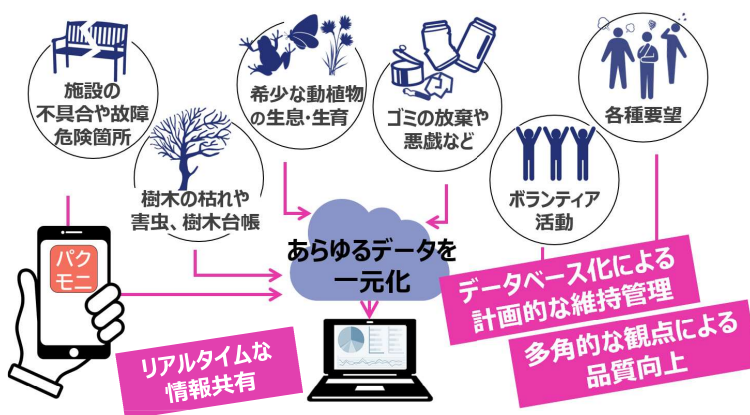
【あらゆるデータを一元化し、データベースに蓄積】

【緊急時にもグループ間でリアルタイムの情報共有が可能】

維持管理での活用

生物多様性での活用

利用者サービス向上での活用

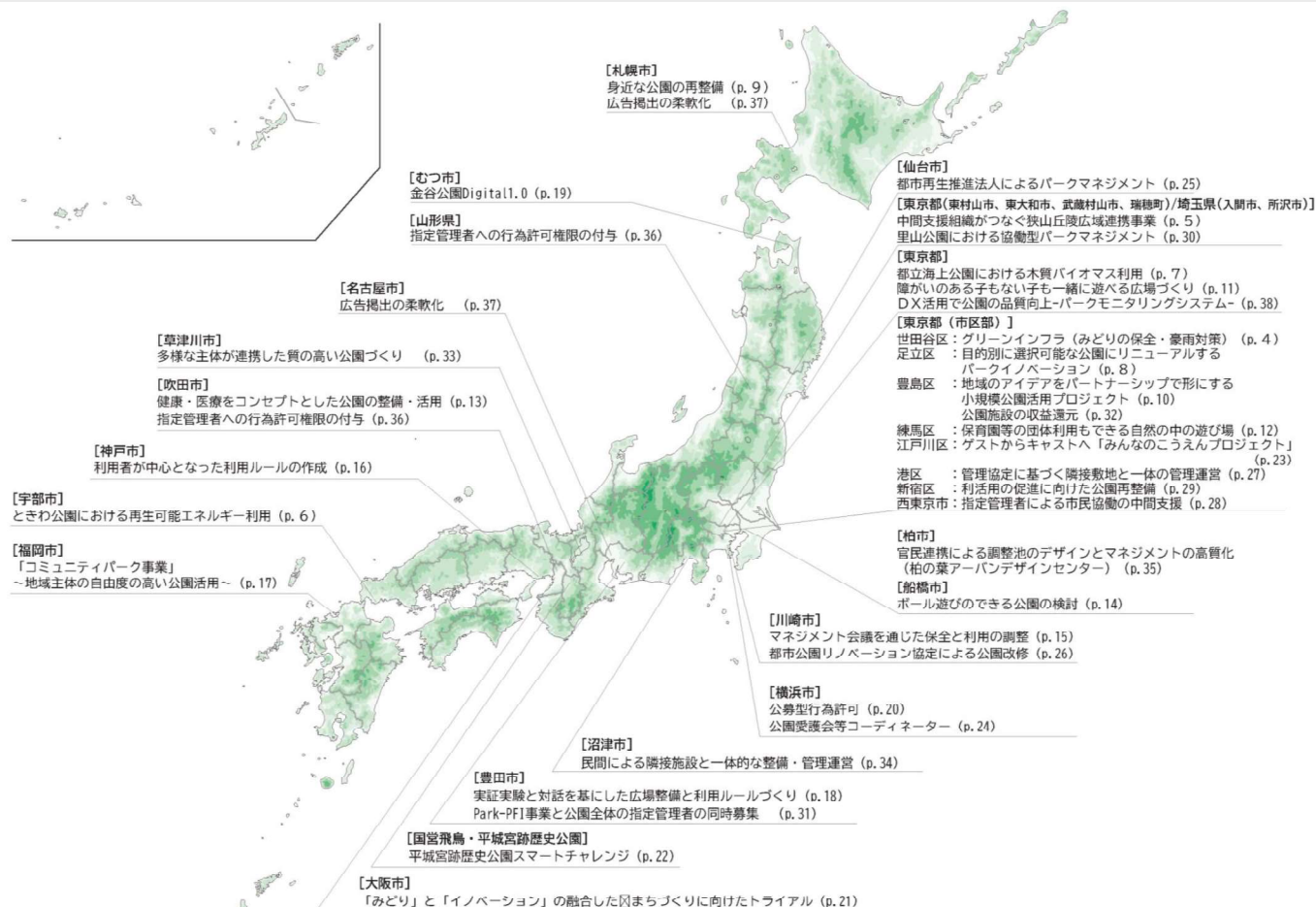


©西武・狭山丘陵パートナーズ/西武・武蔵野パートナーズ/西武・多摩部の公園パートナーズ

国土交通省

38

参考事例マップ



39